

(1) 計画策定の背景及び趣旨

- 国の平成28年国民生活基礎調査によると、子どもの7人に1人が「相対的貧困」に陥っているとされています。
- 本市においても核家族化の進行や地縁関係の希薄化など社会環境が大きく変化する中で、困難を抱えた子どもは特別な存在ではなく、地域全体で支えていく仕組づくりが必要であるとの声が高まってきました。
- 本市では、2018年(平成30年)に「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにあたって、子どもの貧困対策の推進に関する実施事業の体系化を行い、本計画を策定するための基礎資料として、「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査」を実施しました。
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2019年(令和元年)に改正され、市町村による計画策定が努力義務とされました。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」と「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村計画として、「藤沢市子ども共育(ともいく)計画」を策定しました。

(2) 計画の期間

- 2020年度(令和2年度)から2024年度(令和6年度)までの5年間を計画期間とします。

(3) 計画の対象

- 親の妊娠・出産期から子ども・若者の社会的自立に至るまでの、子ども・若者、子育て家庭を対象とします。
- その中でも、支援の必要性の高い子ども・若者、子育て家庭に対して、施策を講じるよう配慮します。

用語
解説

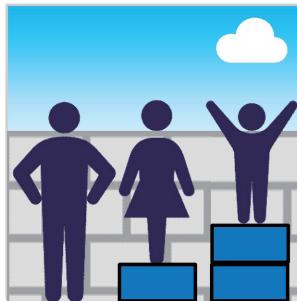
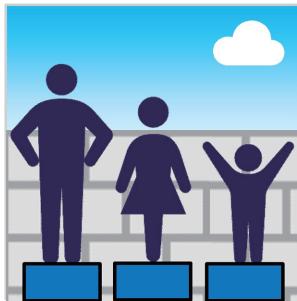
相対的貧困

相対的貧困とは、世帯の所得が国の等価可処分所得の中央値の半分に満たない状態を指します。平成28年国民生活基礎調査の水準では、給与などの所得に国等からの手当を加えて税金等を差し引いた、年間の可処分所得が4人家族で244万円未満、2人家族で172.5万円未満の世帯が該当します。相対的貧困の状態では、社会の多くの人が享受している生活水準や文化水準の生活を送ることが難しいと指摘されています。

藤沢市子ども共育(ともいく)計画は、生まれ育つ環境に左右されず、子ども・若者が健やかに成長できるよう「**公正**」と「**包摶**」の実現に重点を置く計画です。

用語
解説

平等(Equality)と公正(Equity)



それぞれのおかれている状況を考慮せず、全員に対して一律に同じ待遇を与える平等(Equality)の視点だけでは、「壁の向こうの景色」を見ることのできない人を取り残してしまう可能性があります。それぞれのおられた状況に応じて待遇を変えるという補完的な取組により、誰一人取り残さず「壁の向こうの景色」を見る能够性が確保される公正(Equity)を達成することができます。

用語
解説

社会的包摶(Social Inclusion)

ヨーロッパ諸国では、1980 年代から「貧困」の概念をより拡張した「社会的排除(Social Exclusion)」という概念が着目されてきました。「社会的排除」とは、資源の不足そのものだけを問題視するのではなく、その資源の不足をきっかけに、徐々に社会における仕組から脱落し、人間関係が希薄になり、社会の中心から周縁へと追いやられるなどを問題視するものです。

「社会的包摶」は、「社会的排除」の解消を表す言葉であり、貧困や失業など様々な事情を背景に、社会から結果的に排除されている人々の他者とのつながりを回復し、社会の相互的な関係性の中に引き入れていこうという考え方です(平成 24 年度厚生労働白書より)。様々な領域にわたる問題が複雑に絡み、自分の力のみでは必要な支援にたどり着くことが困難な子ども・若者、子育て家庭に対しては、抱える問題を全体的・構造的に把握した上で、当事者本位の個別的、継続的、包括的な支援を行う仕組を構築することが重要です。